免責許可決定

平成２７年（フ）第１３４号
山形市西原１丁目９番地の６
破産者　内田　明美
１　決定年月日　平成27年12月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３６号
山形市清住町１丁目１番47号　コーポ吉田103号
破産者　長岡　利之
１　決定年月日　平成27年12月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第１６号
山口県下関市東大和町１丁目10番64号
清算株式会社　上海下関フェリー株式会社
代表清算人　丸山　　亘
１　決定年月日　平成28年１月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山口地方裁判所下関支部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０６４号
東京都渋谷区代々木４丁目44番３号
清算株式会社　株式会社エム・ティ・ケイ
１　決定年月日　平成28年１月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

保全管理命令及び包括的禁止命令

平成２７年（再）第３号
札幌市豊平区美園10条７丁目２番１号
再生債務者　株式会社とっぴい
１　主文　保全管理人による管理を命ずる。
保全管理人　札幌市中央区大通西13丁目４番地レジディア大通公園３階坂本・松田法律事務所　弁護士　坂本　泰朗
２　主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、全ての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成28年１月７日
札幌地方裁判所民事第４部

監督命令

平成２８年（再）第１号
神戸市中央区小野浜町９番73
再生債務者　株式会社ＷＯＭＢ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満４丁目８番17号宇治電ビルディング11階　はばたき綜合法律事務所　弁護士　服部　　敬
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成28年１月８日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２７年（再）第３号
神戸市兵庫区出在家町２丁目６番23号
再生債務者　有限会社徳島屋
１　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年３月11日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成28年４月22日から平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第１号
大分市大字竹中4968番地の１
再生債務者　美久津興業株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成27年９月７日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成28年２月19日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成28年２月５日
平成28年１月６日
大分地方裁判所民事第１部

再生手続終結

平成２４年（再）第２号
千葉県船橋市二宮２丁目28番15号
再生債務者　三幣　　明
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過
平成28年１月６日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再）第６号
福岡市中央区赤坂１丁目14番22号
再生債務者　株式会社福岡センチュリーゴルフクラブ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　監督委員が選任されており、再生計画認可決定の確定後３年が経過した。
平成28年１月７日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再）第７号
福岡県朝倉市柿原字大谷1321番地11
再生債務者　株式会社創栄
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　監督委員が選任されており、再生計画認可決定の確定後３年が経過した。
平成28年１月７日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続廃止

平成２７年（再）第３号
札幌市豊平区美園10条７丁目２番１号
再生債務者　株式会社とっぴい
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条３号に定める事由がある。
平成28年１月７日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１２号
岐阜県土岐市泉町大富1853番地の105
再生債務者　松本　好正
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年１月28日まで
４　一般異議申述期間　平成28年２月12日から平成28年２月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（再イ）第１３号
岐阜県中津川市太田町２丁目６番８号
再生債務者　田中　健太
１　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年１月28日まで
４　一般異議申述期間　平成28年２月12日から平成28年２月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部